

令和6年度日本馬術連盟認定騎乗者資格規程 (改正部分抜粋)

(移行措置)

第 19 条 他団体の資格を有している者については、下記の条件により騎乗者資格審査会を受験せず、登録することができる。なお、申請者は、当連盟の登録個人会員であること。

B級	(公社)全国乗馬倶楽部振興協会の技能認定 1 級取得者 日本社会人団体馬術連盟が認定する A 級取得者 全日本学生馬術連盟が認定する騎乗者資格 SA 級取得者 全日本高等学校馬術連盟が認定する HB 級資格取得者 日本乗馬少年団連盟が認定する中級資格取得者
B級 (馬場馬術限定)	(公社)全国乗馬倶楽部振興協会の技能認定馬場 1 級取得者 全日本学生馬術連盟が認定する騎乗者資格 SA 級馬場限定取得者
B級 (エンデュランス限定)	(公社)全国乗馬倶楽部振興協会の技能認定エンデュランス 2 級取得者 1 級
C級	全日本高等学校馬術連盟が認定する HC 級資格取得者 (現役の高校生は対象外) 日本乗馬少年団連盟が認定する初級資格者 (現役の少年団員は対象外)